

「NTT東西の光サービスの卸売サービスの事業者変更の在り方についてのタスクフォース」  
開催要綱（案）

1 目的

NTT東西の光サービスの卸売サービスは、平成27年の開始以来年々増加し、NTT東西の光サービスの過半数を超える52%を占めるに至っている。しかしながら、本サービスにおいて事業者を変更するに当たっては、光サービスの付加サービスである光電話の電話番号を継続利用できない、間断なく光サービスの提供を受けようとする場合に同時に新旧の光回線を敷設しなければならない等の支障が生じている。本タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）では、利用者の利便を向上するため、事業者の変更の在り方について検討することを目的とする。

2 名称

本会合は、「NTT東西の光サービスの卸売サービスの事業者変更の在り方についてのタスクフォース」と称する。

3 検討事項

- (1) 事業者変更の在り方についての考え方
- (2) 事業者変更の手続きにおいて留意すべき事項
- (3) 事業者変更を可能にするに当たり必要な環境の整備 等

4 構成及び運営

- (1) タスクフォースの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) タスクフォースには、主査を置く。
- (3) 主査は、ICTサービス安心・安全研究会座長が指名することとする。
- (4) 主査はタスクフォースを招集し、主宰する。
- (5) 主査は、必要があるときは、必要と認める者をタスクフォースの構成員として追加することができる。
- (6) 主査は、タスクフォースの会合ごとに、当該会合の課題に応じ、必要があるときは、必要と認める者をタスクフォースのオブザーバーとすることができる。
- (7) 主査は、必要があるときは、外部の関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) その他、タスクフォースの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 庶務

タスクフォースの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課が行うものとする。

(別紙)

「NTT東西の光サービスの卸売サービスの事業者変更の在り方についてのタスクフォース」  
構成員

(敬称略・五十音順)

[構成員]

長田 三紀 全国地域婦人団体連絡協議会事務局長

主査 新美 育文 明治大学法学部教授

西村 真由美 (公社) 全国消費生活相談員協会IT研究会代表

西村 暢史 中央大学法学部教授

森 亮二 弁護士